

令和6年度第1回豊能町学校施設等跡地活用検討委員会 会議録

日 時：令和6年8月9日（金） 午後1時59分～午後4時16分

場 所：豊能町役場 大会議室

出席委員：向井裕彦委員、寺本勉委員、香川忠輝委員、南宏樹委員、俣野克巳委員、
臼井篤美委員、松島康郎委員、宇都宮頼子委員、大塚康央委員、吉田哲委員、
入江耕平委員、市野瀬利昌委員（順不同、敬称略）

事務局：高木副町長、入江総務部長、浅海総務部理事、山内総合政策課長、黒田課長補佐、
松尾主事

傍聴希望者：5名

会議次第

1. 検討委員会設置趣旨説明（事務局）
2. 委員長及び副委員長の選任について
3. 会議運営要領（案）について
4. 町の基本的な考え方、検討事項、今後のスケジュール等について
5. 部会の設置について
6. その他

開会 午後1時59分

副町長

【 冒頭あいさつ 】

事務局

これより令和6年度第1回豊能町学校施設等跡地活用検討委員会を開催する。

第1回目の会議となるので、豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会規則第4条の規定に基づき、委員長及び副委員長が互選により選任されるまで、事務局で進行する。

議事に先立ち、委嘱状及び配付資料を確認する。

【 委嘱状及び資料の確認 】

定員 14 名の委員のうち、12 名の委員が出席しているので、豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、定数の過半数の出席要件を満たしているので、本日の会議が成立することを報告する。

なお、事前に受付をしている傍聴希望者は 5 名である。豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会規則第 5 条第 4 項の規定に基づき、入場を許可してもよい。

委員 異議なし。

事務局 入場を許可する。

【 傍聴者入場 】

事務局 それでは、次第 1「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会の設置趣旨」について事務局から説明する。

資料 1「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会規則」をご覧ください。

現在、令和 8 年 4 月 1 日の開校を目指して、義務教育学校を整備している。その中で、吉川小学校、光風台小学校、東ときわ台小学校、及び吉川中学校は、西地区義務教育学校として整備され、吉川小学校、光風台小学校、東ときわ台小学校は、学校施設としての用途が廃止されるため、各小学校跡地の利活用について検討を行う必要がある。

こうしたことから、豊能町学校施設等整備活用検討委員会を設置し、豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会規則第 2 条第 1 号「学校施設等跡地の利活用に関すること」、第 2 条第 2 号「その他学校施設等跡地の利活用の検討に必要な事項に関すること」について検討したいと考える。

町長からの豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会委員長宛て検討について諮問するので、資料の中に添付している諮問書をご覧ください。

次に、豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会規則第 3 条に基づいて、委員の紹介をする。資料 2「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会名簿」をご覧ください。

【委員及び事務局の紹介】

事務局 議事に入る前に、次第2「委員長及び副委員長の選任について」、豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会規則第4条に基づき、委員会に委員長と副委員長を置き、委員の互選によってこれを定めるものである。あらかじめ、事務局よりお願いしているが、学識委員の大塚委員に委員長を、同じく学識委員の吉田委員に副委員長をお願いしたいが、委員の皆さまにお諮りしたい。

委員 異議なし。

事務局 それではここからの議事進行を大塚委員長にお願いする。

委員長（大塚委員） 【 あいさつ 】

副委員長（吉田委員） 【 あいさつ 】

委員長（大塚委員）

次第3「会議運営要領（案）」について、事務局から説明をお願いする。

事務局 それでは次第3「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会会議運営要領」について説明する。「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会会議運営要領（案）」をご覧ください。

第1条「趣旨」のところで、「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会規則第8条の規定に基づき」とあり、「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」と規定しており、この要領を定めるものである。

詳細の説明は割愛するが、第1条「趣旨」、第2条「会長等の責務」、第3条「招集」、第4条「関係者の出席」、第5条「会議の記録」、第6条「会議等の公開」、第7条「会議の公開方法」等を定め、円滑な会議運営を行うための要領を定めるものである。

委員長（大塚委員）

次第3「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会会議運営要領」について、ご質問はあるか。

委員 今回の学校施設等跡地利活用検討委員会に東地区が含まれていないが、西地区よりも時期が後になるからなのか。すでに町の方で方針が定められている、或いは別

で検討委員会を立ち上げるのか、考えを聞きたい。

副町長 現状は未定であるが、今後どのように活用していくのか、整理をした上で進めていきたい。

委員長（大塚委員）

他にご質問やご意見はあるか。

委員 意見なし。

委員長（大塚委員）

「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会会議運営要領（案）」のとおり進めてもよろしいか。

委員 異議なし。

委員長（大塚委員）

それでは「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会会議運営要領（案）」のとおり進めていく。

続いて、次第4「町の基本的な考え方、検討事項、今後のスケジュール等について」事務局から説明をお願いする。

事務局 資料3「学校施設等利活用にかかる町の基本的な考え方」をご覧いただきたい。

こちらは、町の基本的な考え方、それから検討すべき事柄や進め方についてまとめたものであり、現状、課題、町の考え方、検討事項、今後の進め方を記載している。認識を共有するため、丁寧に説明させていただく。

先ほど副町長から説明があったが、令和8年4月に今の吉川中学校の施設を改修して、仮称「豊能西学園」を開校する。それに伴って現在の吉川小学校、光風台小学校及び東ときわ台小学校は、学校施設としての用途が廃止されるため、各小学校の跡地を利活用する際の、地域としての意見を整理する必要がある。

現状、学校施設の跡地は、町民の共有の貴重な財産であり、大きな施設、大きな敷地を有していることから、その利活用については、まちの活性化、それから課題の解決を図る上で、大変重要な課題であると考えている。

学校の体育館は、指定避難所として指定されている他に、備蓄物資の保管場所にもなっており、地震など大規模な災害が発生した際には多くの住民の方の避難が想定される。また、幅広い世代の住民の方が、社会体育やPTA活動の拠点として

も活用している。

令和5年6月に、町では西地区内の公共施設等を集約して、ふれあい広場から豊寿荘の周辺に新規建設することとした「公共施設再編に関する基本方針」を策定した。

課題については、学校跡地の利活用を行う場合は、都市計画法に定める都市計画区域、それから用途地域、地区計画等によって、それぞれ建築の要件が定められており、一定利活用が制限されることがある。また、人口が減少し、高齢化が進む現状において、町税の減少傾向が続いており、基金の取り崩し等、財政運営の今後の厳しさが想定されている。

さらに義務教育学校の施設整備、公共施設の再編、インフラの更新等によって、多額の財政負担が生じることで、より厳しい財政運営が見込まれる。

仮に、跡地の利活用が決まらない場合には、そのまま施設が残り、暫定的な利用はあったとしても、学校としての利用がなくなるため、土地や建物の維持管理も必要最小限のものとなり、施設の劣化の進行が予測される。

町の考え方については、令和4年3月に「豊能町総合まちづくり計画」を策定し、まちの将来像、それからまちづくりの方向性や、都市計画法に定められた区域指定等を考慮しながら、立地条件や地域特性等についても検討する必要があると考えている。

学校のこれまで担ってきた役割については、これまで地域住民の社会体育、PTA活動の拠点や災害時の防災拠点としての機能、役割などを果たしていたことから、今回の跡地の利活用は、地域住民の皆さまのご意向、ニーズを踏まえながら、そうした機能や役割のあり方、仕組みについて、慎重に検討する必要があると考えている。

他の自治体では、公共施設としての利活用について検討している事例もあるが、公共施設として活用するには、初期投資だけではなく、維持管理や運営に相当の費用を要する。「公共施設再編に関する基本方針」を踏まえると、町の公共施設としての利活用については、慎重に検討する必要がある。

こうしたことから、できる限り早期に学校がこれまで果たしてきた機能、役割を踏まえながら、公共的、それから公益的な施設¹としての利活用、それから民間事業者等による利活用について検討したい。

次に豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会での検討事項について、まずは基本方針の策定をするために、学校の跡地の利活用に関する基本的な考え方を整理

¹ 地方自治法に規定する「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（公の施設）」とは異なり、運営主体が民間事業者であっても、その利用の目的や効果が、広く社会全般に対し、公共性・公益性に資する内容で運営されることを想定している。

し、それから利活用に向けた検討手順なども整理していく必要がある。

そういった整理をしていく中で、配慮すべき事項、それから機能面のあり方等、町として求める機能、例えば防災機能や、地域として求める機能としては、社会体育、PTA 活動の拠点等、そういった活動についても留意する必要があると考える。

それから、3つの学校の利活用の方向性について、学校ごとに方向性を整理し、立地条件、用途地域等を考慮し検討していきたい。

第1回目の本日は、検討委員会の設置の趣旨や立地条件、概要、他の自治体の事例の紹介等を説明し、今後の進め方としては、それぞれの地域の意見を吸い上げていくような作業が必要であると考えているため、第2回豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会は、基本的な考え方の整理、それから各学校の利活用の方向性を確認し、第3回目には、基本方針の案を検討していきたい。

以上が資料3の説明である。

委員長（大塚委員）

何かご質問やご意見はあるか。

委員 意見なし。

委員長（大塚委員）

引き続き事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、跡地の利活用の検討と、「豊能町総合まちづくり計画」並びに「第3次豊能町都市計画マスタープラン」との関わりについてご説明する。資料4をご覧ください。

この資料は、令和4年3月に策定された最上位計画である「豊能町総合まちづくり計画」の中で、跡地の利活用がどのように位置付けられているか、計画の方向性に合致するか、関係がありそうな部分について抜粋してまとめたものである。

まず、基本構想として学校の跡地の利活用については、「第5章 将来像とまちづくりの方向性 5.土地利用構想 ③学校跡地利活用の考え方」のところに、周辺地域への影響を配慮しつつ、有効活用するための規制緩和や民間活力の導入も視野に入れた多様な活用を目指すこととしている。

その下には、基本指針として、「住民のまちをつくり出す“ひとづくり”」、「未来の活力を生み出す“しごとづくり”」、「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」といった方向性を示している。

例として、オルタナティブスクールやフリースクール、都会から仕事に来る自然に囲まれたコワーキングスペース、ベンチャー企業のためのスタートアップの支

援、地域イノベーションの流れを加速するための活動の場、こういったことが挙げられている。

また、下段では、「豊能町公共施設再編に関する最終報告書」においての跡地の利活用について、一定の方向性を示している。

跡地活用の主な手法としては、転用、無償（有償）貸与・無償（有償）譲渡、売却。考慮すべき点としては、現在の防災や地域活動等の機能と今後のあり方、法律上の制約条件、それから皆様に参加してもらい検討していくということの検討等が記されているところだが、直接方針を決定しているものではない。

まとめると、右下の4つの枠組みに「第3次豊能町都市計画マスタープラン」との整合や、地域の社会体育活動の拠点、災害、土砂災害警戒区域、それから特別警戒との関係性、災害時の防災拠点等への留意が必要であると考えている。

次に資料5をご覧ください。この資料は、跡地の利活用と令和5年3月に策定された「第三次豊能町都市計画マスタープラン」との関係をまとめたものである。

課題については、「能勢電鉄妙見口駅前や吉川地区の集落において、にぎわいづくりや環境整備が求められていること」や、「能勢電鉄妙見線において、利用者の減少や、直通運転見直しに伴う利便性のあり方」等が挙げられている。

土地利用の方針としては、光風台小学校、東ときわ台小学校の区域である市街地整備ゾーンにおいては、今後も良好な住環境を維持しつつ、学校の跡地については、まちづくりを行っていく上で、重要な資産になると考えられることから、将来利用等を見越して必要に応じて、地区計画として、または用途見直しの検討について触れている。

また、吉川小学校の区域である沿道整備・産業誘致重点ゾーンにおいては、必要に応じて地区計画ガイドラインに基づいて、地区計画や都市計画法の審査基準である「町独自提案基準」を定めて、無秩序な土地利用を規制し、田園環境を保全しながら、適正な開発整備を誘導することとしている。妙見口駅からの妙見山へのハイキングコースについては、にぎわい創出に向け、花折街道をはじめ沿道における店舗、飲食店、考え方が示されている。

その上で、下段には良好な住環境を構成するための手法として、都市計画法「特別用途地区」の見直しイメージを載せており、このうち、赤枠で囲んだ部分の上段、市街化区域で廃校となる学校跡地について、光風台小学校と東ときわ台小学校が、現在指定されている用途地域に、別の特別用途地区等を重複、指定して、必要な手続きを経ると、宿泊施設や商業施設の誘致ということが可能ということが記載されている。

赤枠で囲んだ部分の下段、市街化調整区域で廃校となる学校跡地については、吉川小学校が当てはまり、提案基準を含む地区計画の策定等、必要な手続きを経て、

民間活力等の活用、例として、シェアオフィス、カフェなどの誘致が可能とされている。

以上、資料4、資料5の説明である。

委員長（大塚委員）

整理すると、資料3にあるように、学校は教育施設としてだけではなく、防災関係の施設や地域コミュニティの中心として非常に重要な役割を持っているが、将来のことを考えるとどんどん人口が減っていく中で、また高齢化が進んでいる中で、すべての小学校をこれまで通りに維持管理することは難しい状況であり、これからの方向性を検討する必要がある。

その中で町としては、町の財政事情と将来のことを考えると、用途を変更したとしても、直接管理、運営していくことが難しいと想定しており、民間事業者等の利活用を含めて幅広く検討する必要があると考えている。

そこで、基本方針や考え方をまとめ、今後の方向性を検討していくことがこの委員会の役割である。

こういった前提を踏まえて、何かご意見、ご質問はあるか。

委員 民間事業者としての活用には、売却も含め考えているのか。もしくは、町の財産として残した上で、民間事業者へ貸与し管理を任せるという意味か。

事務局 現時点では、両方の意味を含んでいる。

委員長（大塚委員）

資料4の中で、「豊能町公共施設再編に関する最終報告書」において色々なパターンが示されている。用途の転用や譲渡、有償無償売却も含め、色々な手法が考えられ、幅広く捉えられるよう記載されており、学校は地域の方にとって非常に重要な施設なので、PTA や地域で活動されている皆さまの意見を聞きながら進めていく必要があるが、大きな面積を有する学校の売却は、簡単でなく難しい課題もある。他にご意見、ご質問はあるか。

委員 売却となると、防災機能やコミュニティ機能が失われる可能性が懸念される。その辺は、売却する際、条件を付し、機能を維持させる等、考えているのか。

事務局 売却は、最終の手段だと思っている。先日発生した地震により、南海トラフに関して注意喚起が行われる等、防災面の機能を維持することは、町にとっても地域の皆さまにとっても非常に重要である。また、これまでの社会体育や地域活動の拠点

としても重要であり、その辺りを一定確保した後に、それでも売却という選択肢が残っているならと考えている。

副委員長（吉田委員）

住民の皆さまがこれまでどのように、学校を利用してきたのか資料 8 に記載がある。現状は、社会体育と PTA 活動のみであるが、今後学校としての機能が失われた際には、今までよりも少し制限をゆるめ、色々な地域活動を行える可能性を考えないといけない。

例えば、京都は地域に自治会館や公民館がほとんどない。大阪市内もそうだが、元々地域のお金で学校の建物を建てているので、学校の中をもう少し自由に使っているところもある。

これまでの豊能町は集会場等の自治公民館で地域の活動を行っており、学校の中でできなかったことも多かったと思う。今後学校としての機能を失った後、制限をもって、学校の建物の中が今までよりももう少し使える場になると同時に、集会所等の自治公民館がこれまでの建物の位置に維持されるのか、小学校などに集約されるのか、どちらを選ぶかによって使える場所が減る可能性もある。

そうなったときに、もう少しこの場所が使えるかもしれないという想像を持ちながら、これまでの社会体育と PTA 活動を少し超えて、こういった形で地域活動ができるのか、生涯学習や社会教育と言った面に踏み込んでそのような議論が始まって欲しいと思う。

委員長（大塚委員）

今の話について、何かご意見、ご質問はあるか。

委員 現在、同時進行に近い形で公共施設再編の計画が進められているが、跡地の利活用とは連携していくのか。どちらかが先行して計画を進め、もう一方が被らないように調整するのかその辺りを教えてほしい。

事務局 公共施設再編については、資料 6 に記載があるように、現在ある公共施設を再編して、集約していくため、学校施設等跡地利活用と連携していく訳ではない。ただ、現段階では、想定していないが、一部学校の整備のスピードにより、少し連携していく可能性もある。

委員 公共施設再編の規模はどの程度のものなのか、こういったものができるのかイメージが湧きにくい。新光風台の場合は自治会館があるので、地域活動も自治会館を利用している方が非常に多い。資料 8 に記載のあるとおり、光風台小学校の使用

については別地域の方々が殆ど使用している。

また、老人会の方々からは、吉川支所周辺に集約されている公共施設について、新光風台からは非常に遠く、色々な企画をされる際にも新光風台地区とは距離のある活動をされているイメージがあると話を聞く。

新しい建物の公共施設について、ある程度、公共施設再編と同時進行で進める方が良いのではないか。

委員 公共施設再編において、ふれあい広場から豊寿荘までのエリアは新しい複合施設の新規建設場所とされているが、工事が始まると年単位で利用すること難しくなる。もし、建設場所が現存の保健福祉センターや吉川支所、図書館の辺りになったとしても、工事の間、仮のプレハブが必要となり、その場所は、ふれあい広場となる可能性が高いと思われる。

しかし、現状ふれあい広場は、自治会主催のお祭りを開催したり、テニスコートでの諸活動を行っている方々がいる。利用できない期間、そういった活動をどこでやるのか考えると東ときわ台小学校しかないと思う。

また、自治会館も狭く、自治会の総会や老人会の集まりは西公民館を利用していることもあり、今やっている自治活動の場が奪われることのないように、公共施設再編と跡地の利活用を連携して行ってほしい。

委員長（大塚委員）

公共施設再編と学校の跡地利活用について、事務局に説明をお願いする。

事務局 複合施設については、各施設の機能面を維持しながらも、面積的には今後の人口規模を鑑みて縮小を想定している。

例えば、そうしたことで使いにくくなった部分を、学校施設の跡地を利用するといったことも考えられるが、公共施設再編や跡地の利活用ともに維持管理費用や運営費用等の財政的な面も慎重に考慮していく必要があると考えている。

副委員長（吉田委員）

今関わっている京都府の桂には、阪急住宅という阪急電車が造成した住宅地がある。土地を京都市から無償で貸与し、この地域の自治会の集会所の建物は当時自分たちでお金を出し、建てた。これが古くなり、土地の擁壁が少し傾いたので市に修理をお願いすると、地域の力でお願いしますといった話になっている。

この地域のように今後今ある集会所が古くなり、これまでと同じように利用ができなくなった際、学校の跡地を利用することも選択肢としてあり得るかもしれないが、地域の自治会館を自力で更新するのであれば、利用料金や収容人数等も変

わってくる事が考えられる。これまで1時間50円、100円で利用していたが、300円、400円と金額が上がったという話も聞く。

その辺りも含めて、これまで自由に使っていた自治会館が、これから先どのように使えるのか考えながら、一方で学校の跡地利用という選択肢も考える必要があると思う。公共施設再編と連携していないわけではなく、少なくとも見込んでおくべき活動の行き先(受入先)はどこになるのか、全体としては見ておく必要がある。

委員 光風台自治会館は、耐震の問題で建て替えをする必要があるが、予算の関係もあり、中々難しい。自治会の中では、新しい複合施設に共有の自治会館を作ればいいのかという案が出ている。例え、建て替えをしたとしても、工事期間中の自治会館の利用の問題もある。

町には人口が減っていく前提ではなく、人口増加を目指してほしい。若い世代の転入や高齢化も絡めて、跡地の利活用を考える必要があると思う。

また、公共施設再編についてもどんどん情報を共有してほしい。

委員長(大塚委員)

重要な意見がたくさん出ているが、ここまでのご意見を整理すると、公共施設再編は1つの地区全体を対象にしている一方で、小学校というのは、交流・コミュニティ関係やさまざまな地域活動の拠点等、もう少し小さい、狭い範囲を対象としている。これまで教育施設として使用していた部分が取り払われ、使い方の選択肢が増えたり、あるいは、西地区全体のコミュニティや地域活動の課題解決の話等、少し狭い範囲でのコミュニティのあり方を整理して、学校跡地のあり方を検討していく必要がある。

私自身は茨木市と関わりがあるが、茨木市は小学校を使って地域のお祭りや体育祭を行っている。豊能町はそういった小学校の活用はあるのか。

事務局 西地区においては、ふれあい広場や公園を利用して行っており、学校のグラウンドの利用はない。

委員長(大塚委員)

委員の皆さまにお伺いするが、イベントは西地区全体で行っているのか、光風台なら光風台の地区でと各地区ごとに行っているのか。

委員 ふれあい広場や中央公園、しらかば公園、中央公園を利用して、各自治会ごとに行っている。

委員長（大塚委員）

公共施設再編と学校跡地の利活用については、関連する部分もあるので、事務局には「第２回豊能町学校施設等跡地活用検討委員会」において、全体のスケジュール等をご説明いただきたい。

委員 計画案はできているのか。

事務局 これから進めていく。

委員 財政的な問題もあり、豊能町が直接公共施設として取り扱うことが難しいから、他の方法を考えたいと聞こえるが、それが学校施設等跡地活用検討委員会としての役割と捉えてもよいのか。

副委員長（吉田委員）

財政的な課題は確かにあるが、公共施設として取り扱わないことを前提としている訳ではなく、これからどのように跡地を利活用したいのか、そこを検討していくと解釈している。

委員長（大塚委員）

事務局から補足はあるか。

事務局 町として、皆さまの生命、財産を守るための防災面での拠点を最も重要視している。また、これまで学校で行っていた地域活動をどのように維持していくのか、しっかり検討する必要があると考える。

委員 防災面やコミュニティの機能を確保した上で、さらに用地に余裕があれば、売却や民間事業者の利用を検討、またこれまでよりも広い自治活動の利用についても検討していくといった解釈でよいのか。

事務局 どのような場合においても、財政的な課題を考えると維持管理費や運営にかかる費用は、できる限り民間事業者の活力を活用することも視野に入れ、しっかりと検討していきたい。

副委員長（吉田委員）

これまでの公共のものは、安い値段や、料金がかからず使用できたが、今は公園の管理も難しく、コンビニエンスストアに出店してもらい、掃除費用、メンテナン

ス費を出してもらい、そのお金を掃除費用に充てている。

例えば、京都市は小学校が統合されたのち使われなくなった校舎を、地域の自治会館等が入れるような計画とし、そこへホテル事業者が、定期借地で営業し、商業的に使用されている。ただ、豊能町内の小学校跡地にホテルが建設されたとしても、来客者数の確保が中々難しいと思う。

そのような意味で、商業的な利用は難しいが、管理費用等を考えると、公的な、公益的なという注釈をつけながらも民間事業者の活用も検討していきたいというのが配布資料であり、これまでできなかった活動を学校の跡地を利用して、無料でできるという訳ではなく、公的なものの利用が無料では難しくなっているという認識も持つ必要がある。

委員 建物の耐震性によって利活用の方法も変わってくると思うが、10年先、20年先の耐震性はどうなのか。

委員長（大塚委員）

そちらについては、資料6、資料7と関連するので事務局に説明をお願いします。

事務局 まず、資料6をご覧ください。

こちらは、西地区の主要施設の位置を都市計画用途地域図の上に、落とし込んだものである。

右下の凡例とあわせてご覧いただきたい。吉川小学校は、市街化区域外となり、市街化調整区域にある。光風台小学校は、第一種中高層住居専用地域、それから東ときわ台小学校は、第一種低層住居専用地域となる。

凡例の下段に青色の枠で表示している地区計画区域については、新光風台地区のみが指定されている。その下に表示している宅地造成工事規制区域については、令和6年4月から町全域となっている。

次に、資料7をご覧ください。

こちらは、学校施設の基礎的な情報をまとめている資料である。いずれの小学校も、経過年数が40年から50年を超え、非常に老朽化している。耐震化については、吉川小学校、光風台小学校は耐震化が進んでおり、東ときわ台小学校は新耐震の基準となっている。

下段の表、その他区域については防災上の警戒区域も一部記載をしており、土砂災害の警戒区域というのはイエローゾーンを、特別警戒区域というのは、レッドゾーンを指している。こちらについては、参考資料として配布している「豊能町総合防災マップ」にも、記載しているのであわせてご覧いただきたい。

それから建築可能な用途及び備考欄については、地区計画の変更等による、見直

しを踏まえた考え方を、記載している。

続いて、資料8をご覧いただきたい。

こちらは、これまで学校が果たしていた機能や役割の中で、特に学校の体育施設、グラウンド及び運動場の利用状況を調べたものである。いずれも、各地域の団体の方に利用いただいているという状況であり、こうした機能を今後どのように留意していくのか検討するための参考として取りまとめたものである。

委員長（大塚委員）

今後の方向性も含めて今の話について、何かご意見、ご質問はあるか。

委員 3小学校について、町が用地を購入する際に、前の所有者との間で学校施設以外の用途では使用しないといった約束等、用途変更への条件はあるのか。

事務局 前の所有者との約束は、確認はできていないが、光風台小学校、東ときわ台小学校については、住宅開発もあり、もともとは山林であったのではないと思われる。

委員 吉川小学校については、明治時代から場所もそのままであり、建て替えや一部学校が広がっている。グラウンドは近隣から購入したとは思われるが、そういった条件はないと思われる。

副委員長（吉田委員）

例えば、京都だと近隣の方々がお金を出して寄附をした土地なので、元々は財団が所有していたが、時期はわかりませんが京都市へ寄附をした形になっている。近隣の方々がお金を出し寄附をしたこともあり、住環境を壊してしまうような取り組みは進まない。

光風台小学校や東ときわ台小学校については、開発業者から手にした時点で、用途については、町の方へ寄付したということだと思われるので、用途地域に即したものであれば基本は問題ないであろうし、特別用途地域がかかるというやり方をすれば、そこだけ用途が変わるということもある。

資料を読む限り、近隣の方々が、そうあって欲しくないという用途が自由に入るわけではなく、その辺りは、配慮されるだろうと解釈している。今後このように利用したいといった議論を重ねていきたいと考える。

委員長（大塚委員）

光風台小学校や東ときわ台小学校は、住宅開発に合わせて学校を建てているので、周りはすべて戸建ての住宅地となっている。

そこへ新たな施設を作る場合、周辺の住環境との調和等、場合によっては軋轢が起こる可能性がある。例えば、商業施設建設となると車の出入り等の影響で、反対される可能性もあるので、周辺の住環境への影響も含めて検討していく必要がある。

また、耐震性については、3小学校とも確保されているという前提で、用途についても、都市計画法上の制約を受ける部分はあるが、比較的柔軟に考えてもいいと解釈してよろしいか。

事務局 異議なし。

委員長（大塚委員）

それでは、引き続き進める。

各委員から1人ずつ、これまでの議論を含めてそれぞれの学校との関わりであったり、学校に対する思いをお聞かせ願いたい。

委員 資料の中で、吉川小学校の体育館が避難所と記載されているが、実際は、自治会館や西公民館へ避難をしている。盆踊りも自治会館の駐車場で行き、会議も自治会館を利用しているので、現時点で、吉川地区の住民が吉川小学校を利用していることは、殆どないと思われる。

委員 最近ときわ台地区は、新しい家が建ち始めており、新しい方がどんどん転入している。今年は、吉川小学校の新入生が22人に増え、自治会の会議でも話題になっているが、中々自治会には加入していただけない。

また、自治会館も狭いため、会議やサークル活動等は、西公民館や吉川中学校の体育館、グラウンドを使用している方が多く、公共施設再編や跡地の利活用についても関心を持っている人が多い。

委員 耐震性に問題がないのであれば、跡地を大いに活用すべきだと思う。東ときわ台自治会館は、8つの防災倉庫を持っているが、防災面においてはまだまだ不足している。

また、金銭的な課題はあるが、跡地を自治会館として使用できるなら、保管スペースも確保でき、体操等の地域活動も利用者の備品を置いておくことができ、利便性も上がるのではないかと考えている。

委員 光風台自治会館は、ここ3年ほど建て替えや耐震補強の話が出ているが、中々進んでいない。

また、以前から地域の方々には、跡地の利活用について、意見等を聞いているが、道の駅やドックラン、コインランドリー、自治会館を跡地に作りたいといった案が出ている。そのような何か利益のあるものと、若い世代が来てくれるようなものを検討していきたい。

委員 新光風台は、約 1,300 戸の世帯数があり、約 3,300 人が住んでいる。自治会の加入率も 90%を超えるが、最近は退会者が増加傾向にある。光風台小学校へ直結しているという優位性もあり、若い世代の入居も結構あったが今は少し停滞気味。

住民の方々は、跡地の利活用について、非常に高く関心を持っている。特に防災面については、シートスと光風台小学校を避難所としているが、3,300 人の避難場所としては不足しているため、学校跡地の敷地の広さを考えると、どこまで利用できるのか、どのような避難所になるのか、皆さまの関心は一番高い。

また、光風台小学校については、山に隣接しており、日中ですら、校門に鹿が出る。人の出入りがなくなると、治安的な問題や野生動物の住処になる可能性もあり、広大な地域と広大な校舎の管理が課題となる。財政的な問題もあり、町が管理することが難しいとは思っているが、もっと利活用について考えないと 2 年後には、空き地となる。

学校区についても、光風台と新光風台、2 つの自治会が通っており、この辺りをどういうふう考えていくのか交通整理も含めて、早く検討する必要があると考える。

委員 子どもが高校生、大学生になると、電車に乗る機会も増え、豊能町に住み続ける理由がなくなり、転出される方の話を時々聞く。残ってもらえるような実習室や勉強のできる環境等があればいいと思う。

また、東ときわ台小学校は、自治会 1 つ、小学校 1 つとなっているため、その利点を生かし、自治会と一緒に跡地の利活用を考えるのもいいと思う。

委員 4 年前に豊能町へ引っ越してきたが、子どもの数の少なさに恐怖心を抱いている。人の流出を防いだり、外部から移り住んでくる人を増やすことに重点を置くことが必要だと思っている。

例えば、能勢電鉄というインフラが 1 つ確保できるような施策等、我々の日々の活動よりもやっぱり人口というところが検討すべきことだと考える。

委員 今までの使い方と一致する方法も考えながら、新しい機能や使い方をできるように、今は小学校を活用していない方も「これからの自分たちの場所」として利用できる方法を皆さまと検討していきたい。

能勢町で、民宿をしている民間事業者からいくつか話を聞いたが、今は海外からの旅行者がすごく多く、1ヵ月ほどの長期間単位で泊まりにきている。観光をする訳でもなく、ただただゆっくり過ごしている。

また、大東市の廃校を利活用した体育館やスタジオ、銭湯、宿泊施設、カフェ等がある複合施設を訪れた際、これまでの町の人や子供のためにという側面を保ちつつ、企業に場所をシェア、誘致し運営していると聞いた。

委員 基本的には防災面等、活用できる施設っていうのがベースにあると思うが、町としてもやっぱり維持費等、資金面は非常に大きな課題である。民間事業者の活用にしても、民間の目線からいくと、どうしても収益を考える必要があり、赤字で続けることは難しい。

例えば、道の駅という話が出ていたが、能勢町の道の駅は、秋の栗の時期になると、町外からも多くの方が訪れる。町内の方を主と考えながらも、町外の方もターゲットにする等、その辺の視点というのも重要であると考ええる。

委員 地域住民のための施設であるべき。

資料6の地図の中で、3小学校を結ぶと三角形になる。地図から見た位置関係を見ながら今後議論をすることも重要だと考える。

副委員長（吉田委員）

他の委員会や審議会でも、若い世代を増やしたいとよく聞くが、神戸市長も「人口が減るのは仕方がない。だけど楽しいところを作りたい。」と話している。

公共施設ではなくなるかもしれないが、公的に使わせてもらえるなら、無料で使える、自由に使えるではなく、管理を少し地域で行ったり、利用料の増額等も考えないとなくなってしまうといった見方をされたい。

また、若い世代が面白い使い方をしたいというのも、当然あるべきで、楽しい経験が転出減少に繋がる可能性もある。人口を大きく減らさないような楽しい使い方を、負担すべきことも含めて検討する必要がある。

委員長（大塚委員）

次第5「部会の設置について」、今後の進め方もあわせて事務局から説明をお願いします。

事務局 今回の学校施設等跡地利活用検討委員会では3つの小学校の跡地の利活用について検討するが、各学校の立地や環境が異なるため、年度内3回を予定している検討委員会ですべてを扱うことは、困難である。

については、豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会規則第6条「必要に応じて部会を置くことができる」に基づき、具体的に検討する仕組みづくりとして、それぞれの学校ごとに検討が行えるよう、3つの部会を設置することをお諮りしたい。検討内容としては、資料3「検討事項」をご覧いただきたい。

今後の進め方については、第1回目と第2回目の間、9月から10月頃に、部会のメンバーを加えながら、10名から20名程度でワークショップを行い、地域の意見を集約し、学校ごとの利活用の基本的な方向性などの整理を部会で行うことを、今この検討委員会においてお認めいただきたい。

委員長（大塚委員）

どのように部会を進めていくのか、具体的な進め方を説明いただきたい。

事務局 3小学校にそれぞれ分かれ、検討委員会の委員を中心に地域の方々にも、部会のメンバーになっていただき、検討作業を進める予定である。

ワークショップ等は、現状未定であるが、今回は部会を設置して、それぞれの学校の跡地の利活用について検討を進めていくということについて、ご意見をいただき、そのご意見を踏まえて、大塚委員長と吉田副委員長ともご相談し、その中で決めた内容で進めていきたいと考える。

委員長（大塚委員）

部会を設置をし、地域の住民の方々とワークショップ等で議論を深める進め方でよろしいか。

委員 異議なし。

委員長（大塚委員）

それでは、そのような形で準備を進める。

事務局から他に連絡事項はあるか。

事務局 「一度学校現場の視察が必要では」、という声がある。

事前に教育委員会からは、土日や休日ではなく、平日で調整がしたい旨聞いているが、視察を実施するかどうか、また、実施する場合は検討委員会のメンバーで行くのか、部会設置後に部会のメンバーも含めて行くのか併せて諮りたい。

委員長（大塚委員）

自分が住んでいる地区については、よくご存じだと思うが、他の地区の環境も含

めて、どういったところなのか認識を共有するため、視察を行いたいという提案だが、意見等はあるか。

副委員長（吉田委員）

ある年齢を過ると親も学校へ行く機会がなくなる。学校の跡地を今後どのように利用していきたいのか、自治会ではないところからも意見が出てき欲しい。利活用について議論をする際は、学校をよく知っている人と知らない人が一緒に考えると新しい利用の仕方が生まれると考えている。

委員長（大塚委員）

私が住んでいる地域は、小学校を使って色々なことをするので、学校との関わりが多い。豊能町については、小学校を使って自治会の行事をすることがないとお聞きしたので、今の学校がどのような感じなのか、部会に参加される方も含めて一度見学をしていただきたい。

事務局には、日程調整をお願いする。

事務局 次回以降の検討委員会の開催について、平日や休日、時間帯及び場所の希望はあるか。

委員 仕事の関係で平日の日中は難しい。休日にしてもらえると助かる。

委員 一人ひとりの都合が異なるので、全員の調整が必要だと思う。

委員長（大塚委員）

事務局には、日程及び場所について調整をお願いする。

委員 部会のメンバーはどのように集めるのか。また、ひかり幼稚園は今後どうなるのか。

事務局 部会のメンバーの集め方については、今後、大塚委員長と吉田副委員長とご相談をさせていただき、進める。

光風台小学校の敷地内にあるひかり幼稚園については、令和8年4月以降もしばらくは今の運営と変わらない。

委員長（大塚委員）

それでは、案件はすべて終了したので、閉会とする。

【 閉会 午後4時16分 】